

Q：放課後児童対策をどうすすめるか

A：放課後児童クラブは、対象児童を拡大し午後6時30分まで実施する。



西内 陽美議員

放課後児童対策について

質問 現在、保育園に通園している子どもは、延長保育を含めると午後7時まで保育を受けられる。しかし、小学校に入学した時点で、放課後を過ごす児童館は午後5時30分までしか運営していない。

働く世帯に配慮した子育て支援を考えるとともに、子どもの安全な居場所を提供するために、放課後児童クラブを本格実施する考えはないか。

町長 国は、子育てをめぐる待機児童問題等の課題を解消するため子ども子育て支援新制度を施行とした。その中で、市町村が主体的に実施することとした子育て事業のひとつが放課後児童対策事業

(下段参照)である。

本町では、放課後児童クラブの導入を目指し、児童館において事業を試行している。

現時点で、児童館の利用は、開設時間17時30分までで1日50人ほどであるが、放課後児童クラブは、小学校の長期休暇及び振り替え休校日に8時から18時30分の運営で35人が登録し、1日平均、長期休業期間13人、振替休校日に16人が利用した。このうち18時以降の利用児童数は日によって違つが平均1日1人、18時15分には保護者が迎えに来ている。

保育園は18時まで開園し、入園児童は73人、19時までの延長保育利用は月平均2人で日数は4日。ほとんどの場合は18時30分までに保護者が迎えに来ている。

これらの実績を踏まえ、さらに内容を検討するため27年度も放課後児童クラブを試行する。利用対象児童を小学3年生から6年生までに引き上げ、18時30分までの運営とすることで、子どもの健全な育ちと子育て家庭への支援としたいと考える。

質問 放課後児童クラブについての国の設置基準、特に児童数の定員、人数に対する職員数は。

町長 児童館基準定員40人に対し、本町の放課後児童クラブ登録児童数は35人。職員数は基準2人に対し4人体制で常時2人が従事している。面積基準も児童1人当たり1.65平方メートルと、国が示す基準を満たした運営を行なっている。

質問 児童館職員の研修状況は。

町長 4人の児童厚生員が毎年計画的に研修に参加しており、25年度は北海道と北海道教育委員会が主催する支援活動研修会に1人、北海道学童保育連絡協議会が主催する学童保育研究会に2人が参加している。26年度も同様に、北海道学童保育連絡協議会が主催する学童保育研修会に2人、全国学童保育連絡協議会が主催する学童保育指導員研修会に1人参加している。

他にも、近隣の類似施設に行き、見学研修会等も実施し

ている。

再質問 子ども子育て支援法では放課後児童クラブ利用者負担金は自治体が定めるとしているが、本町における利用料金についての考え方を伺う。

保健福祉課長 放課後児童クラブの利用料金については、27年度中に検討したい。

「放課後児童対策事業」とは

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく制度で、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進していくための取組みです。

地域子ども・子育て支援事業において、市町村が実施主体となる13事業のひとつが「放課後児童クラブ」です。